水道課からのお知らせ

令和4年12月発行

水道の基本料金を２か月間減免します

原油価格・物価高騰の影響により経済的に厳しい環境に置かれている生活者や事業者の皆さまを幅広く支援するため、水道の基本料金を２か月間減免します。

【減免対象者】

給水契約のある全使用者
（官公庁を除く）

【減免対象期間】

令和４年１２月検針分
及び令和５年１月検針分

【減免金額】

水道の基本料金の全額

※水道の超過料金及び下水道使用料は対象外
※転居などによる契約終了により、最終分が
　基本料金の半額となった場合にはその額

＜例＞

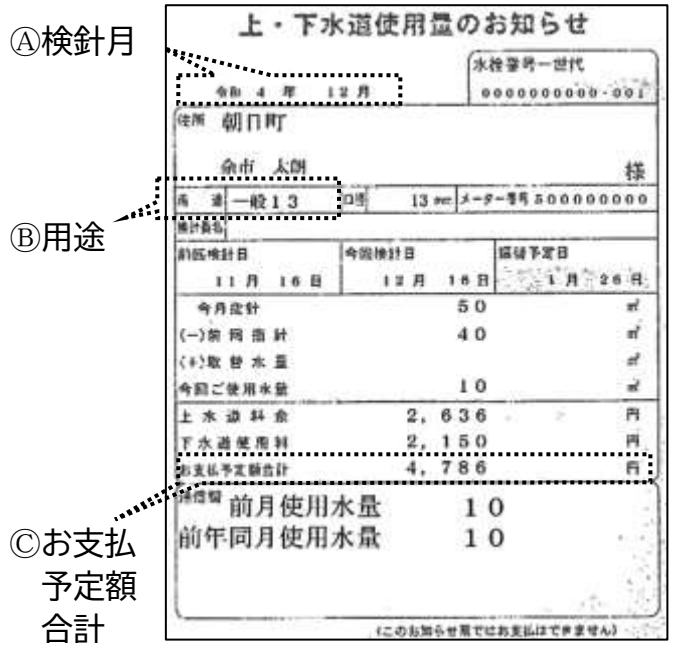

図1　検針票の見本（用途：一般13の方）

表１　用途別基本料金（税込）

用　　途	減免金額（１か月分）
一般１３	１，８２６円
一般２０	５，３３６円
工業２０	１３，４３６円
工業２５	５３，９３６円
浴　　場	２６，９３６円
一老１３	１，５８８円
一母１３	１，５８８円
一障１３	１，５８８円
一老２０	４，６４３円
一母２０	４，６４３円
一障２０	４，６４３円

※散水用・臨時用は、基本料金が０円のため減免対象外

例. 用途が一般13の方の減免後料金計算

1. [Ⓐ検針月][Ⓑ用途][Ⓒお支払予定額合計]を検針票で確認

   Ⓐ検針月：令和4年12月（減免対象期間分か確認）
   Ⓑ用途：一般13
   Ⓒお支払予定額合計：4,786円

2. [用途]に応じた減免金額の確認
   表１より[用途]一般13の減免金額は1,826円

3. [Ⓒお支払予定額合計] － 減免金額 ＝ 請求額
   4,786円 － 1,826円 ＝ 2,960円

裏面もご確認ください

水道課からのお知らせ

【注意事項】

① この減免に関して、お客様の申請は不要です。

② 『上・下水道使用量のお知らせ』に記載された、上水道料金及びお支払予定額合計は減免前の金額です。こちらから水道の基本料金を減免した額でご請求いたします。ご請求額の計算方法は、本紙表(おもて)面下部の『例. 用途が一般１３の方の減免後料金計算』をご覧ください。

③ 今回の減免は水道の基本料金のみが対象です。
水道の超過料金及び下水道使用料の減免はありません。

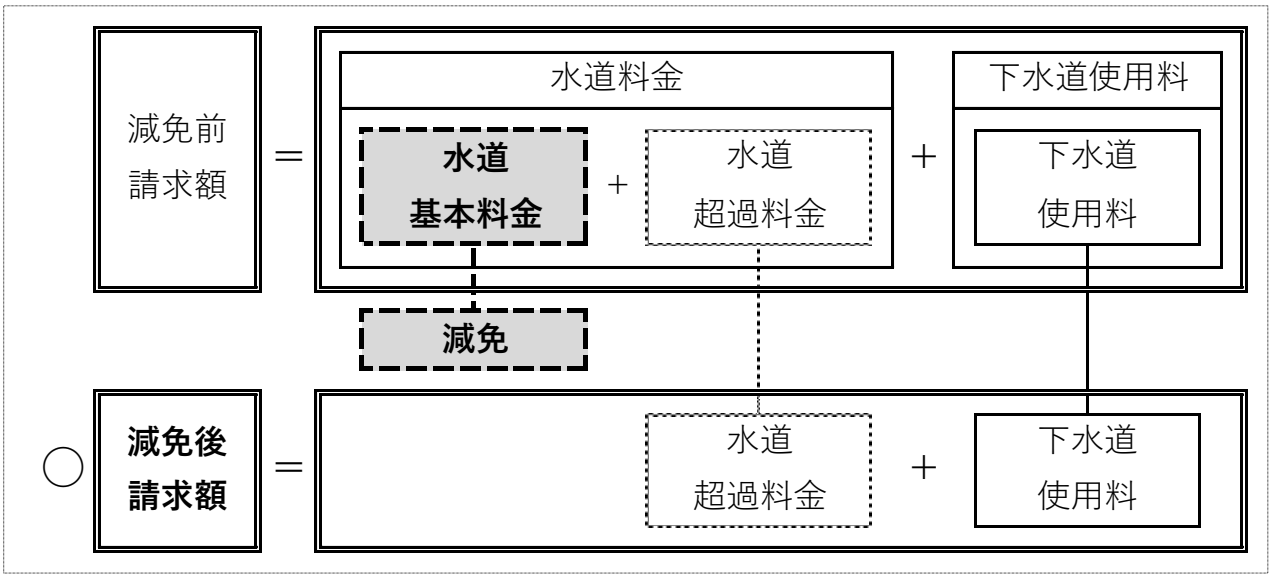

図2 基本料金減免イメージ

④ 今回の減免措置にあたり、水道課からお電話やご訪問をすることはありません。

⑤ 減免期間終了後は、現行の基本料金を適用します。

余市町水道課ホームページもご覧ください

U R L　https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/kurashi/kurashinojyouhou/gesui-suidou/suidokihonryokingenmen2022.html
お問合せ先　余市町建設水道部水道課業務係
電　話　０１３５－２１－２１３０　ファックス　０１３５－２１－２１４４
所在地　〒０４６－８５４６　北海道余市郡余市町朝日町２６番地